

平成 23 年 6 月 29 日

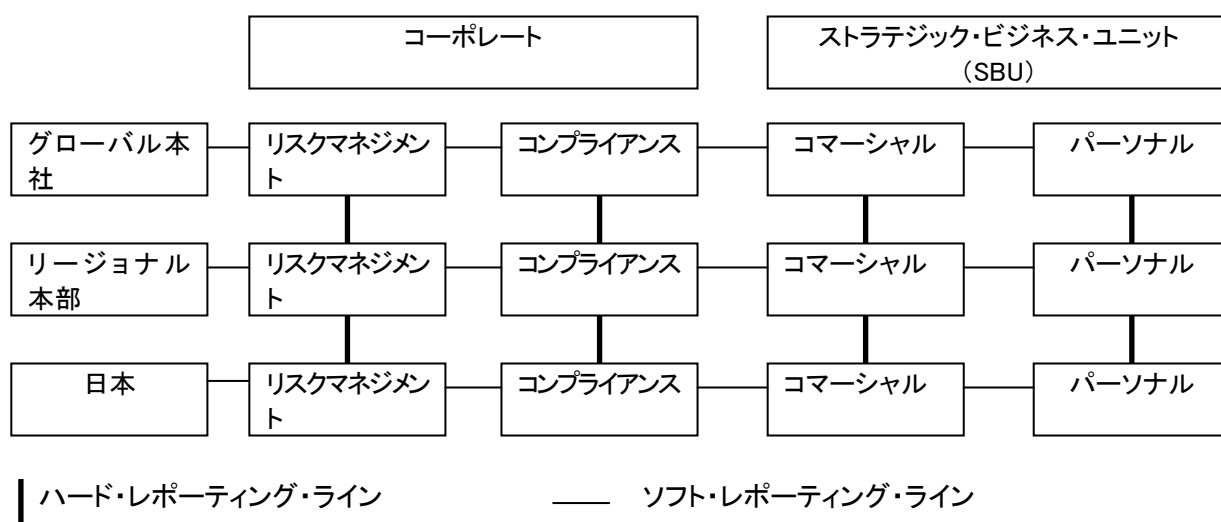
保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ
当協会の課題

一般社団法人外国損害保険協会

1. 当協会会員のグループ経営

(1) マトリクス組織

グローバル企業のマトリクス組織



(2) ストラテジック・ビジネス・ユニット(SBU)

① Chubb Group of Insurance Companies (the P&C Group)

Federal Insurance Company	
Pacific Indemnity Company	*
Executive Risk Indemnity Inc.	*
Great Northern Insurance Company	*
Vigilant Insurance Company	*
Chubb National Insurance Company	*
Chubb Indemnity Insurance Company	*
Chubb Custom Insurance Company	
Executive Risk Specialty Insurance Company	*
Northwestern Pacific Indemnity Company	
Texas Pacific Indemnity Company	*
Chubb Insurance Company of New Jersey	*

* Chubb & Son, Inc がマネジメントを受託する会社

②SBU

実際の事業は、会社(法人)単位ではなく、ストラテジック・ビジネス・ユニット(SBU)で遂行責任者として CEO を任命、傘下に合議体(Board/Committee)

Chubb Personal Insurance (家計総合保険、傷害保険)

Chubb Commercial Insurance (企業向け保険)

Chubb Specialty Insurance (業種・分野別賠償責任保険)

(3) マネジメント会社/シェアド・サービス

グループの経営効率化のために、バック・オフィス機能を集約して担当する組織(シェアド・サービス)や、フロント機能(引受・損害調査等)をも合わせて行う組織(マネジメント会社)が存在する。

2. グループ経営における経営管理態勢、特に外国保険会社の在日支店における経営管理態勢、外国保険会社の支店の場合には、支店のみで監督指針が求める機能を充足することはできない。

平成 23 年2月4日

「保険検査マニュアル改定(案)の公表について」 《コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方》

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
10	【はじめに】 (3)	「保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものであると認められる」場合には、外国損害保険会社の在日支店が当該支店の本社の各態勢に関する機能と協働し、各態勢のチェック項目について記述されている対応ができていない場合を含むと理解するが、どうか。また、海外に所在する損害保険会社を親会社とする損害保険会社についても同様と解するが、どうか。	貴見のとおりです。

3. 検査情報

受検時には厳しい検査情報の開示の制限が課されている。

本社・親会社と一体として取り組まなければ、指摘事項の改善は図れない。

4. 業務範囲規制

(1) 兄弟会社間の代理・代行

届け出ることをもって足りる対象に、日本に支店を有する外国保険業者の兄弟会社の業務の当該支店による代理・代行を含める。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

第九十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者に係る当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出ることをもって足りる。

(2) 保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制

当協会会員の中には、100%外資の現地法人の形態をとるものもあり、実例はないものの日本から海外に展開することも考えられる。

日本の規制が厳しい場合、地域本部を日本以外の国に置くことも考えられる。

5. 在日支店の法人化

外国法人は内国法人に比べ、会社法や税法の規定のため、組織再編が行いにくい。

在日米国商工会議所(ACCJ)も、「準会社分割」制度の新設と、税制適格組織再編による課税繰延等を認めるよう、提言している。

在日米国商工会議所意見書『外国会社の日本支店の株式会社化を容易に』(在日米国商工会議所保険委員会)
http://www.accj.or.jp/doclib/vp/VP_DFCJB.pdf

以上